2025年日本国際博覧会 バーチャル万博運営事務局業務

基本契約（案）

公益社団法人２０２５年日本国際博覧会協会（以下「協会」という。）と○○株式会社（以下「受注者」という。）とは、2025年日本国際博覧会 バーチャル万博運営事務局業務（概算契約）（以下「本事業」という。）に関し、以下のとおり基本契約（以下「本基本契約」という。）を締結する。

第１条（目的）

本基本契約をもって、協会は、受注者に、本事業を委託する。本基本契約は、本基本

契約第４条に基づき締結される各期間における本事業の具体的な内容・条件を定める契約（以下「個別契約」という。）の締結に向けて、当事者が果たすべき役割、それぞれの個別契約に適用される共通する共通事項その他本事業の円滑な実施に必要な基本事項を定めることを目的とする。

第２条（規定の適用関係）

本事業は、個別契約、本基本契約、協会が本公募手続において配布した一切の資料（仕様書を含む。）及び当該資料に係る質問回答書（以下「説明書等」という。）に準拠する。これらの記載内容に矛盾または相違があるときは、個別契約、本基本契約、説明書等の順に優先して適用される。

２ 個別契約、本基本契約または説明書等それぞれの書類間で矛盾または相違があるとの疑義が生じたときは、協会と受注者は、前項に定める優先関係に従い協議の上解決するものとする。

第３条（本基本契約の有効期間）

本基本契約の締結日から、2025年12月31日までとする。ただし、個別契約に基づく債務が履行されている期間中は、本基本契約の効力は維持されるものとする。

２ 前項にかかわらず、第９条（秘密保持等）、第11条（準拠法）及び第13条（補則）の定めは、本基本契約終了後も有効に存続するものとする。ただし、第９条の定めは、本契約終了後も５年間は効力を有するものとする。

第４条（各個別契約）

本事業の具体的な内容は、以下の各号に定める期間ごとに個別契約を締結して定めることとする。ただし、個別契約の期間は、協会及び受注者にて協議の上、変更することができる。

　　　（１）本基本契約締結日から2023年９月30日まで

（２）2023年10月1日から2024年３月31日まで

（３）2024年４月１日から2024年９月30日まで

（４）2024年10月1日から2025年３月31日まで

（５）2025年４月１日から2025年12月31日まで

２ 協会及び受注者は、前項第１号の個別契約を本基本契約と同時に締結し、前項第２号以降の個別契約は、各契約開始日の15営業日以内に締結する。

第５条（契約金額及び上限契約金額の遵守）

前条に定める各個別契約の総委託金額は、○○○○円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とし、受注者は、各個別契約の締結及び実施に際し、総委託金額が当該上限契約金額の範囲内となるように最大限の努力をするものとする。

２受注者の責に帰すべき事由によらずに本事業の仕様内容を変更すべき事態が生じた場合において、受注者は、自らの努力のみでは変更後の仕様内容を合理的に満たすことができず、その変更が必要と認めるときは、協会と協議することができる。

第６条（契約の不締結）

協会は、次に掲げる場合は、個別契約を締結しないことができる。

（１）予算等の措置が講じられていないとき。

（２）受注者の経営状態が健全でないと認められるとき。

（３）受注者が本基本契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めて催告を

しても是正しないとき。

（４）その他受注者と個別契約を締結することが不適切であると認められるとき。

２ 受注者は、次に掲げる場合に限り、個別契約を締結しないことができる。

（１）協会の承諾を得たとき。

（２）天災その他避けることができない事変のため個別契約を締結することができないとき。

第７条（協会の解除権）

協会は、前条第１項の各号のいずれかに該当する場合には、何らの催告を要することなく本基本契約を解除することができる。

２ 協会は、受注者に対し、前項の解除に伴い協会に生じた損害について、賠償を請求することができる。

第８条（受注者による権利の譲渡の禁止）

受注者は、協会の承諾を得た場合を除き、本基本契約上の地位、権利義務を第三者へ譲渡等することはできない。

第９条（秘密保持等）

受注者は、本基本契約及び個別契約に関連して協会から提供を受けた協会情報を秘密情報として保持するとともに、秘密情報を本基本契約及び個別契約の実施以外の目的に使用し、又は協会の承諾なしに第三者に開示してはならない。

第10条（基本契約内容の変更）

本基本契約に規定する各事項は、協会及び受注者の書面による同意がなければ変更することはできない。

第11条（準拠法）

本基本契約は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本基本契約に関する一切の紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条（書面主義）

本基本契約に定める申出、通知及び承諾は、書面により行う。

第13条（補則）

本基本契約に定めない事項または本基本契約に関して疑問が生じたときは、協会と受注者が協議して解決するものとする。

以上を証するため、本基本契約書を２通作成し、協会並びに受注者がそれぞれ記名押印の上、協会及び受注者が各１通を保有する。

2023年　　月　　日

協会

公益社団法人２０２５年日本国際博覧会協会

大阪市住之江区南港北1丁目14-16

事務総長　石毛　博行

受注者

[ 　]会社

代表者